

尾張旭市監査公表第28号

令和6年12月25日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年4月3日付け7公農第31号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年4月30日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

都市整備部公園農政課

監査の指摘事項	措置状況
<p>西大道町緑地において、市長から行政財産目的外使用の許可（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話線の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話線設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>	<p>令和7年3月18日付けで電話線設置者から許可申請の提出を受け、同月28日付けで行政財産の目的外使用を許可した。</p> <p>なお、電話線設置者及び本課共に、許可申請の必要な共架電線について認識誤りがあったため、共通認識を図った。</p>
<p>法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、公園用地の行政財産目的外使用に係る使用料について、調定を決議することなく、令和6年3月29日に納入の通知をしていた。</p> <p>また、本件については、令和6年10月1日時点でいまだ調定を決議しておらず、同課において今後速やかに調定を決</p>	<p>指摘事項について、至急調定を決議した。</p> <p>今後は、歳入の会計年度所属区分について正しく理解し、歳入すべき年度に納入通知を発するよう徹底する。</p>

<p>議すべきであるが、許可期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までであることから、当該決議は市として使用料を令和6年度の歳入と決定することになる一方で、納入の通知を令和5年度中である令和6年3月29日にした事実は、随時の収入で、納入通知書を発するものの会計年度所属は、当該通知書を発した日の属する年度になる（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第142条)ことに照らすと、歳入の会計年度所属区分についての認識不足をうかがわせるものである。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	
<p>尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号）第9条に規定する備品ラベルに、所管課、品名及び取得年月日は記載されていたものの、備品番号が記載されていない備品が散見された。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>備品番号が記載されていないものについては、備品番号を記載した。</p> <p>今後は、尾張旭市物品管理規則を適切に理解し、漏れのないように処理する。</p>
<p>令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、車止め設置修繕及びネットフェンス修繕において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。</p> <p>市の方針に沿った事務処理を実施されたい。</p>	<p>今後は、尾張旭市入札者心得書を適切に理解するとともに、見積書に代表者印の押印があることの確認を徹底する。</p>